

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p><u>（給食費）</u> <u>第4条 学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の負担とされている経費に充てるための費用（以下「給食費」という。）は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。</u></p> <p><u>2 給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童若しくは生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で給食費に関するものを受ける期間又は学校給食を受ける児童若しくは生徒の保護者が法令等の規定による援助で給食費に関するものを受ける期間にこれらの児童又は生徒に対し実施する学校給食に係る給食費については、この限りでない。</u></p>	<p><u>（給食費）</u> <u>第4条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、八戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める給食費を納付しなければならない。</u></p>